

○ 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（大量保有報告書の写しの送付に係る情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第二十二條の三 「略」</p> <p>2 法第二十七條の三十の十一第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体（法第十三條第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに書類に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>「3～6 略」</p>	<p>（大量保有報告書の写しの送付に係る情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第二十二條の三 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書類に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>「3～6 同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。